

平成24年2月3日

第2356号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 道路区域の変更（48・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更及び供用開始（49・由利地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更（50・仙北地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（7・生活環境課）…………… 2

告 示

秋田県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年2月3日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	河辺阿仁線	A 秋田市河辺三内字曾場台7番19から字上屋敷122番3まで	8.50~20.50	0.607
	新	河辺阿仁線	A 秋田市河辺三内字曾場台7番19から字上屋敷122番3まで	8.50~20.50	0.607
			B	〃	13.20~35.20

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年2月3日から同月17日まで

秋田県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年2月3日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	本荘岩城線	由利本荘市岩城六呂田字地藏坂山9番地先	22.60~29.30	0.023
	新	本荘岩城線	〃	29.20~37.00	0.023

2 供用開始の期日 平成24年2月3日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成24年2月3日から同月16日まで

秋田県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成24年2月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	角館六郷線	大仙市豊川字観音堂208番1から太田町国見字桜後167番まで	6.80~24.80	0.571
	新	角館六郷線	〃	8.60~74.80	0.571

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成24年2月3日から同月17日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 散歩研究室
- 3 代表者の氏名
二 木 茂 樹
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市河辺三内字野崎8番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然と触れ合いたい全ての人に対して、東北の自然を体感し、かつ里山文化との交流に関する事業を行い、日常では分からない自然の営みや里山の暮らしを知ってもらうことで、自身の身体的・精神的な成長と健康に寄与することを目的とする。

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成24年2月3日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 実施年月日
平成24年3月15日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成24年2月3日（金）から同年3月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号